

令和 4 年 7 月 11 日

第 6 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和4年第6回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年7月11日（月）午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 206号室から209号室

3. 出席委員（農業委員8名 計8名）

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1 番	石松 雄平
委 員	2 番	梅木 美代
	3 番	穴井 英雄
	4 番	飯沼 由彦
	5 番	宮崎 博美
	6 番	佐藤 仲子
	7 番	穴井 千年

農地利用最適化推進委員 黒淵地区 坂田 敏之、大塚 哲治

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 議案第3号番号1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
～番号2 による農地利用集積計画について（利用権貸借）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	穴井 徹
事務局職員（係長）	橋本 弘二
事務局職員（主査）	波多野 裕

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、令和4年第6回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。

 それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、1番石松雄平委員、4番飯沼由彦委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。この議題については、日程第3の農地法第5条許可申請が関連していますので、続けて日程第3まで説明をおこないます。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 先程の議長の説明のとおり、3条と5条の議案は関連しておりますので、続けて朗読・説明します。この議案については、6月28日に農業委員及び黒淵地区の農地利用最適化推進委員に現地確認をお願いしました営農型発電設備の許可更新になります。

 議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定による許可申請であります。下記の農地について申請がありましたので審議を求めます。令和4年7月11日提出。小国町農業委員会会長松岡克明代読です。

 議案第1号、農地の所在は、大字黒淵字〇〇から〇〇の10筆、字〇〇から〇〇の2筆、字〇〇から〇〇の3筆、字〇〇から〇〇の2筆、字〇〇の1筆で合計18筆です。地目は、記載の通り

です。面積は、畑 233,840 m²のうちパネルの面積が 68,150 m²です。貸付け人、借受け人は記載の通り。権利の種別は 3 条地上権、内容は更新です。申請事由は、営農型太陽光発電設備を設定するためです。設定期間は 3 年間、設定料は、記載の通りです。詳細は、別冊資料 1 をご覧ください。別冊の 1 ページから 3 ページが許可申請書の写しです。4 ページに事業の計画内容の記載があります。5 ページが許可を受けようとする土地の所在です。6 ページが航空写真、7 ページが設備下部農地面積の根拠資料です。8 ページがパネル架台の立面図、9 ページがパネル構造図、10 ページが架台構造縦断側面図、11 ページが構造断面図です。議案第 1 号の説明は以上です。

続けて日程第 3 の農地法第 5 条許可申請を説明します。議案書の 3 ページを開いてください。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見であります。下記の農地の申請について申請がありましたので意見を求めます。令和 4 年 7 月 11 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明代読です。

議案第 2 号、農地の所在は、大字黒淵字〇〇の外 17 筆です。農地の所在地は、3 条議案と同じです。地目は、記載の通りです。一時転用面積は、233,840 m²のうち 727.85 m²です。権利は、賃借権の設定、貸付け人、借受け人は記載の通り。一時転用目的は、営農型太陽光発電施設等を設置するためです。一時転用期間は、3 年間です。詳細は、別冊資料 1 をご覧ください。別冊の 12 ページから 13 ページが許可申請書の写しです。14 ページが土地の所在及び転用面積等の一覧表、15 ページが地番ごとの転用面積の詳細一覧、16 ページから 17 ページが前回申請時との面積変更点の資料、18 ページ 19 ページが事業計画書、20 ページが航空写真、21 ページが土地利用計画図、22 ページが排水計画図、23 ページが撤去に係る費用の見積書、24 ページが預金残高の証明書、25 ページは発電事業の収支計画書、26 ページから 30 ページが営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における農地への影響の見込み書、31 ページが営農型発電設備の下部の農地と一体として営農を行う農地の詳細資料、32 ページがパネル下農作物の土地利用計画図、33 ページがパネル下農作物の土地利用計画表、34 ページから 38 ページが営農計画書の別紙資料、39 ページが知見を有する者の意見書、40 ページが営農概要について、41 ページから 42 ページが椎茸栽培に係る資料、43 ページが直近 3 期の収量実績、44 ページが椎茸 10

a 当りの単収の算出資料、45 ページが営農法人の体制図、46 ページが営農法人の収支計画、47 ページから 48 ページが字図、49 ページから 83 ページが土地登記簿謄本です。説明は以上です。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 農業収入は、〇〇ですね。25 ページの発電事業者の収支計画書の中に農業収入がありますが何故ですか。

事 務 局 25 ページの収支計画は、営農型発電設備に係る収支を表示しています。発電事業者が農業収入を得ているということではありません。

2 番 現地確認時に廃ホダの処理について言われていましたが、最終的にどこに置くのでしょうか。

事 務 局 今までのパネル下の営農計画には、廃ホダ置場がありました。しかし、パネル下に廃ホダを置き収量が全くでないのであれば営農をしてるとは言えないという判断になり、今回の計画からは、パネル下での廃ホダ置場は全て無くなっております。その廃ホダの具体的な処理方法は、営農者が適切に処理することになります。

3 番 具体的な処理方法が決まっていなければ、それを決めないといけないのではないですか。

事 務 局 具体的な処理方法は、営農法人に考えていただく必要があります。

3 番 管理という点では、事務局はそれ以上何も言わないということですか。

事 務 局 営農法人で廃ホダを管理していただくしかありません。

3 番 結局、別の場所に保管してその廃ホダが何かの障害の原因になった場合は、そちらの責任にならないでしょうか。

事務局 長 基本は、所有地内で処理していただき、処理できない量が出てきて場外に搬出する場合は、産廃になるので法律に基づいて処理していただけます。それ以外で適正な処理ができないようでしたら法的な指導で対応してもらおうことになると思います。

1 番 発電事業者と営農組織は、それぞれ別会社を設立して運営しているのですか。

事務局 問題はありません。

1 番 発電事業者と営農組織間での賃借料が発生するということですか。

事務局 賃借料は発生します。

7 番 散水用の水は、〇〇さんから購入とありますが、〇〇さんは山水か何かを持っているということですか。かなりの水の量が必要と思いますが。

事務局 山水を使用しているかは聞いていませんが、椎茸栽培をするための水の量は確保しているとのことでした。

議長 それでは採決いたします。日程第 2、日程第 3 の順に採決いたします。

まずは、日程第 2 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第 1 号は原案の通り決定しました。

議長 続いて日程第 3 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員挙手ですので、議案第 2 号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 日程第 4 議案第 3 号番号 1 から番号 2「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権貸借の農地利用集積計画について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の 6 ページを開いてください。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）であります。が、農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農地利用集積計画の決定について意見を求めます。令和 4 年 7 月 11 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明代読です。

議案第 3 号番号 1 です。農地の所在は、大字宮原字〇〇、地番が上から〇〇、〇〇、〇〇の 3 筆です。地目は、登記簿全て田、現況も全て田、面積は、上から 601 m²、495 m²、866 m²、3 筆合計 1,962 m²。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻。以下記載の通りです。備考に解除条件付使用貸借と記載があります。詳細は、別冊資料 1 の 84 ページ、利用権設定関係書類の写しをご覧ください。

番号 2 です。農地の所在は、大字西里字〇〇の 1 筆です。地目は、登記田、現況田、面積は 1,205 m²です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻。以下記載の通りです。詳細は、別冊資料 1 の 85 ページ、利用権設定関係書類の写しをご覧ください。説明は以上です。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

7 番 番号 2 の農地の面積は、登記簿上の面積ですか。畦畔も含めた面積ですか。実際には、この面積は無さそうなのですが。

事 務 局 長 土地登記簿上の面積で、畦畔も含まれています。

6 番 番号 1、2 が共に水稻作付なのに期間満了が 7 月 31 日になっていますが問題はありますか。

事務局 水稻であれば作付途中に期間満了になるという話ですか。

6 番 そうです。

事務局 作付け途中で期間満了になったとしても更新手続きを行えば問題はありません。もし期間満了前に作付けをしないことが決まれば、合意解約する方法もありますので問題は無いかと思われます。

議長 それでは、採決いたします。議案第 3 号番号 1 から番号 2 の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第 3 号番号 1 から番号 2 の原案について同意することを決定します。

議長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第 6 回総会を閉会致します。

令和 4 年第 6 回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

1 番

4 番